

## 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

平成4年6月26日

### 宮城県公安委員会規則第8号

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第25条第1項の規定に基づき、没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則を次のように定める。

#### 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

（没収保全等を請求することができる司法警察員）

第1条 県警察に勤務する警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項の宮城県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- (1) 県警察本部長の職にある者
- (2) 県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官  
（名簿への登載）

第2条 前条の規定により指定を受けた司法警察員については、別記様式の没収保全等を請求することができる司法警察員指定者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

- 2 前条の規定により指定を受けた司法警察員のうち、指定を解除された者については、名簿から削除するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成6年10月28日宮城県公安委員会規則第11号抄）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成12年1月21日宮城県公安委員会規則第2号）

この規則は、組織的犯罪処罰法の施行の日（平成12年2月1日）から施行する。

附 則（平成14年9月24日公安委員会規則第12号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日公安委員会規則第11号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月4日公安委員会規則第12号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

